

平成14年 2月25日制定
 平成19年11月 8日改定
 平成20年 9月11日改定
 平成21年 3月12日改定
 平成21年 5月14日改定
 平成21年 9月10日改定

公認システム監査人認定制度

特定非営利活動法人
 日本システム監査人協会

1. 制度の概要

システム監査の普及と発展を図るため、特定非営利活動法人 日本システム監査人協会(以下、協会という)は、「公認システム監査人(Certified Systems Auditor)」および「システム監査人補(Associate Systems Auditor)」の資格制度を創設する。

協会は、システム監査技術者試験の合格者である「システム監査技術者」を対象に、一定の継続教育を受けることを条件として「システム監査人補」に認定し協会に登録する。

協会は、「システム監査人補」を対象に、2年以上のシステム監査の実務経験を審査し、「公認システム監査人」に認定し協会に登録する。

「公認システム監査人」および「システム監査人補」認定の有効期間は2年とする。ただし、継続教育の受講などにより認定の更新を行うことができる。

システム監査技術者試験と関連性のある資格の所有者については、特別認定制度により、一定の教育を受けることなどを条件として同様に認定する。

2. 制度の詳細

(1)認定要件

公認システム監査人およびシステム監査人補は、その所有資格に応じて、次のようにそれぞれ認定する。

申請資格 所有資格	公認システム監査人	システム監査人補
システム監査技術者	システム監査人補が、所定の 実務経験を示して認定申請す ることにより、面接の上、審 査し、認定する。	「継続教育を受ける旨」の宣誓 書をつけて、認定申請すること により、審査し、認定する。
特別認定制度に定める 資格の有資格者	システム監査技術者試験合格者に準じて同様に扱う	
備考	公認システム監査人とシステム監査人補の同時申請を認める。	

(2)認定の申請

①システム監査人補の認定を受けようとする者

認定申請書に「今後、継続教育要件を満たす旨」の宣誓書を添えて提出する。

②公認システム監査人の認定を受けようとするシステム監査人補

認定申請書に実務経験を裏付ける小論文(A 4版・2000字程度)を添付して提出し、公認システム監査人となるに必要な資質と実務経験の審査ならびに面接試験を受ける。

③同時申請

公認システム監査人の認定を受けようとするシステム監査人補でない者は、認定申請書に実務経験に基づく小論文および「今後、継続教育要件を満たす旨」の宣誓書を添付して提出し、公認システム監査人となるに必要な資質と実務経験の審査ならびに面接試験を受けることができる。同時申請した者は、審査の結果などにより、公認システム監査人もしくはシステム監査人補として認定する。

(3)公認システム監査人の認定審査および面接試験

①認定審査は、小論文に基づき公認システム監査人となる実務経験を有していることを審査する。

②面接試験は、公認システム監査人となるに必要な資質、倫理規定の理解、実務経験を、複数の試験委員により確認する。

(4)認定の有効期限と更新

①公認システム監査人およびシステム監査人補の認定の有効期限は2年とする。

②公認システム監査人またはシステム監査人補の認定の更新を受けようとする者は、別途に定める更新に必要な継続教育を受けていることを報告する書類を、2年分まとめて提出しなければならない。

③公認システム監査人またはシステム監査人補の認定の更新を受けようとする者は、申請書に一定の継続教育を受けたことを報告する書類を添付して、有効期限満了時に申請しなければならない。

④公認システム監査人またはシステム監査人補の認定を受けた後の原資格の失効は、本認定には影響しない。

(5)特別認定制度

システム監査技術者試験の合格者でない者について、特別認定制度を設ける。

①<技術者試験の部分受験が実施された場合の詳細—省略>

②特別認定講習による認定

次の資格取得者は、本協会の認定する特別認定講習において該当する科目を履修し、一定以上の成績を修めることにより、本認定制度においてシステム監査技術者試験の合格者と同様に取り扱う。

所有資格 科目	情報処理 技術者 A	情報処理 技術者 B	中小企業 診断士	公認会 計士	技術士	ITC	CISA	主任審査員
情報システムに 関する知識				○				
システム監査に 関する知識	○	○	○	○	○	○		○
論文およびプレゼ ンテーション		○	○			○	○	

(注1) 情報処理技術者 A は、IT ストラテジスト (旧システムアナリスト、旧上級システムアドミニストレータを含む)、プロジェクトマネージャー、システムアーキテクト (アプリケーションエン

ジニア、(旧制度の特種を含む)をいう。

(注2) 情報処理技術者Bは、情報セキュリティスペシャリスト(旧情報セキュリティアドミニストレータ、旧情報セキュリティを含む)をいう。

(注3) ITCはITコーディネータをいう。

(注4) 旧制度の中小企業診断士については商業部門、鉱工業部門を除き、情報部門のみを対象とする。

(注5) 技術士は情報工学部門(旧情報処理部門を含む)のみを対象とする。

(注6) 主任審査員とは、プライバシーマーク主任審査員、ISMS主任審査員をいう。(同審査員、審査員補は含まない。ただし、審査員、審査員補は、他の申請資格がある場合、実務みなし経験として認める。)

③複数資格の所有による認定

複数の資格を有していることにより、特別認定講習において履修すべき科目のない者は、本認定制度においてシステム監査技術者試験の合格者と同様に取り扱う。

(6)認定の取り消し

公認システム監査人またはシステム監査人補が不適切な行為をした場合は認定の取り消しをすることができる。取り消しを受けた者は通知を受けた日から30日以内に書面をもって不服を申し立てることができる。

以上

公認システム監査人認定制度細目

特定非営利活動法人

日本システム監査人協会

1. システム監査実務経験の認定要件

(1) 認定の条件

システム監査実務経験の認定は、申請前直近6年間（以下BからHの実務経験のみなしについても同様の期間とする）におけるシステム監査実務経験2年以上の有無の確認により行う。実務認定範囲と期間認定については次のとおりとする。ただし、以下のB、C、D、E、およびHの期間認定は、それぞれ1年を限度とする。

- A. システム監査…システム監査を業務としていた期間。ただし、1件を6か月の実務経験とみなすことを認める。
- B. 業務監査、会計監査などの監査実務…監査を業としていた期間。ただし、1件を6か月の実務経験とみなすことを認める。
- C. ISO9000、ISO15408、ISO17799制度（ISMS適合性評価制度、BS7799を含む）に係わる審査・監査実務…審査・監査業務としていた期間。ただし、1件を1か月の実務経験とみなすことを認める。
- D. 部門内監査、自主点検、品質管理などの実務…当該業務を業務としていた期間。ただし、1件を3か月の実務経験とみなすことを認める。
- E. ITコンサルティング実務、ITセキュリティ管理実務、IT管理実務など…当該実務を業務としていた期間。ただし、1件を3か月の実務経験とみなすことを認める。
- F. 当協会の開催するシステム監査実務経験習得セミナーおよびシステム監査普及サービス事業への参画・修了。
 - ・システム監査実践セミナー…6か月の実務経験とみなす。
 - ・システム監査実務セミナー…1年の実務経験とみなす。
 - ・IT内部統制セミナー…6か月の実務経験とみなす。
 - ・システム監査普及サービス…1年の実務経験とみなす。ただし、リーダーを務めた者は2年の経験とみなす。
- G. 別表1に定める団体が主催する修了証の発行される教育講座の受講もしくは修了。
- H. 上記Aの実務経験と同等以上であると協会が認める学識・経験
 - ・大学でのシステム監査関連講義…2年以上継続しているものについて、1年の実務経験とみなす。カリキュラム概要を添付する。
 - ・実務経験に基づくシステム監査関連著作およびシステム監査関連の基準、ガイド、マニュアルの作成…1冊で2か月の実務経験とみなす。ただし、執筆者が実務経験者であること。また、共著は1か月の実務経験と見なす。著作物を添付する。
 - ・実務経験に基づくシステム監査関連論文…5論文で2か月の実務経験とみなす。ただし、各論文の要旨は異なるものであること。
 - ・システム監査関連研究会、セミナー講師および研究発表…1回で1か月の実務経験とみなす。ただし、発表者が実務経験者であること。レジュメを添付する。
 - ・中央省庁または中央省庁から委託された機関での公的基準等の審議、策定…1件で1年と

みなす。

(2) 添付書類

申請者は、(1)の認定の条件を満たしていることを証する書証を添付しなければならない。書証の例は、次の通りとする。

- ①所属組織もしくは顧客等の発行する上記の実務経験を証明する書類や業務委託契約書など
もしくはその写し。ただし、システム監査報告書、システム監査概要書などの提出は求めない
- ②セミナーなどの修了証など、もしくはその写し
- ③その他

2. 継続教育の認定要件

継続教育の義務時間、その範囲と認定時間、申請の方法等については、「継続教育要項(06.7.1)」に定めたとおりである。「継続教育要項(06.7.1)」については、[ここ](#)を参照。

3. 特別認定講習

特別認定講習は、以下の講習内容および講習時間などを総合的に勘案して、当協会が認めたものとする。

講習内容	講習時間
・情報システムに関する知識	15時間以上
・システム監査に関する知識	15時間以上
・論文およびプレゼンテーション	7時間以上

4. 手数料

本認定制度に関する手数料は、次のとおりとする。(消費税を含む)

(1) 申請手数料

① システム監査人補認定申請手数料

協会会員 10,500円、 非会員 15,750円

② 公認システム監査人認定申請手数料

会員 21,000円、 非会員 31,500円

(注) 同時申請時は①と②を合わせ

会員 21,000円、 非会員 31,500円とする。

ただし、システム監査人補が申請する場合は、

会員 10,500円、 非会員 15,750円とする。

(2) 登録手数料

① 公認システム監査人登録手数料 会員 31,500円、非会員 52,500円
とする。

(注) 公認システム監査人の審査結果通知後、該当者は1か月以内に納付する。

(3) 更新手数料

① システム監査人補更新手数料 会員 10,500円、非会員 15,750円

② 公認システム監査人更新手数料 会員 21,000円、非会員 31,500円

別表 1

	主催団体	講座名	みなし期間
1-1	日本内部監査協会	情報システム監査専門内部監査士 認定講習	1. 0年
2-1	金融情報システムセンター	システム監査セミナー（実務者 コース）	0. 5年

以 上

平成14年 2月25日制定

平成15年 2月 6日改定

平成15年 5月30日改定

平成16年11月10日改定

平成18年 7月 1日改定

平成20年 3月12日改定

平成21年 5月14日改定